仕　様　書

１．目的

民俗博物館の耐震改修工事に先立ち、展示物の一時的撤去、養生を行う。また、老朽化した備品等の処分を実施する。

２．委託業務の概要

（１）業務名　　奈良県立民俗博物館耐震改修に伴う展示品撤去・養生事業

（２）委託期間　　契約締結日から令和２年３月２５日まで

（３）実施場所　　奈良県立民俗博物館（奈良県大和郡山市矢田町５４５）

３．業務内容

（１）業務の対象範囲

別紙図面参照

（２）収蔵品・展示ケース等の移設

別紙図面のうち、「移設」の指定物品

（３）収蔵品、備品の養生

別紙図面のうち、「養生」の指定物品

養生にあたっては、改修工事中の資材、道具の落下、衝突を防ぐために全体を覆うなどの養生を行うこと。

（４）廃棄品

別紙図面のうち、「廃棄」の指定物品

廃棄品は請負者が責任をもって場外処分し、後日、適正に処分を行ったことを証するため、産業廃棄物管理表（マニフェスト）（写し）を提出すること。

（５）その他

①別紙図面のうち、「壁面ケース切断部分ふさぎ補修造作」について、既存の展示ケースを耐震改修による増し打ち壁に対応できるよう、補修造作する。

②上記（２）～（４）の指定物品については、サイズや移設場所を記載した一覧表を、現場説明会開催時に配布する。

４．履行方法

（１）対象物品が貴重な文化財であることを認識し、適切な材料・機材等の設備を使用するとともに、熟練した作業員をもって作業にあたらせ、業務に際しては細心の注意を払うこと。

（２）作業責任者を定め、全ての作業について、この責任者のもとに適切に作業を行うこと。

（３）受託者は、本委託業務の一部について第三者に再委託する場合は、県の承認を受けるものとする。

（４）受託者は、業務の詳細及び当該作業の範囲について、県と連絡を取り、十分に打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。不明な点は、作業責任者を通じて担当職員の指示を受けること。

（５）受託者は、対象物品の如何を問わず、県立民俗博物館の建物及び設備ならびに県立民

俗博物館所蔵資料を破損させ、または汚損させることのないよう、細心の注意をもって業務を遂行しなければならない。

５．留意事項

（１）　受託者は、県から業務改善を指摘された場合は、協議のうえ受託者は速やかに対処しなければならない。

（２）　受託者は、県から提供を受けた個人情報を含む一切の情報を第三者に漏らしてはならない。

（３）　委託期間中に受託者に帰すべき理由により不具合が生じた場合は、誠意をもって対応すること。なお、この場合に必要な経費は受託者の負担とする。

（４）　仕様書に含まれていない事項については、県と受託者双方による協議を行い、決定するものとする。

（５）下記『公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外)』を遵守すること。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

１　奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

２　本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア　最低賃金法第４条第１項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ　健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第３条第４項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ　厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ　雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者について、同法第７条の規定による届出を行うこと。

オ　労働保険の保険料の徴収等に関する法律第４条の２第１項の規定による届出を行うこと。

３　本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。